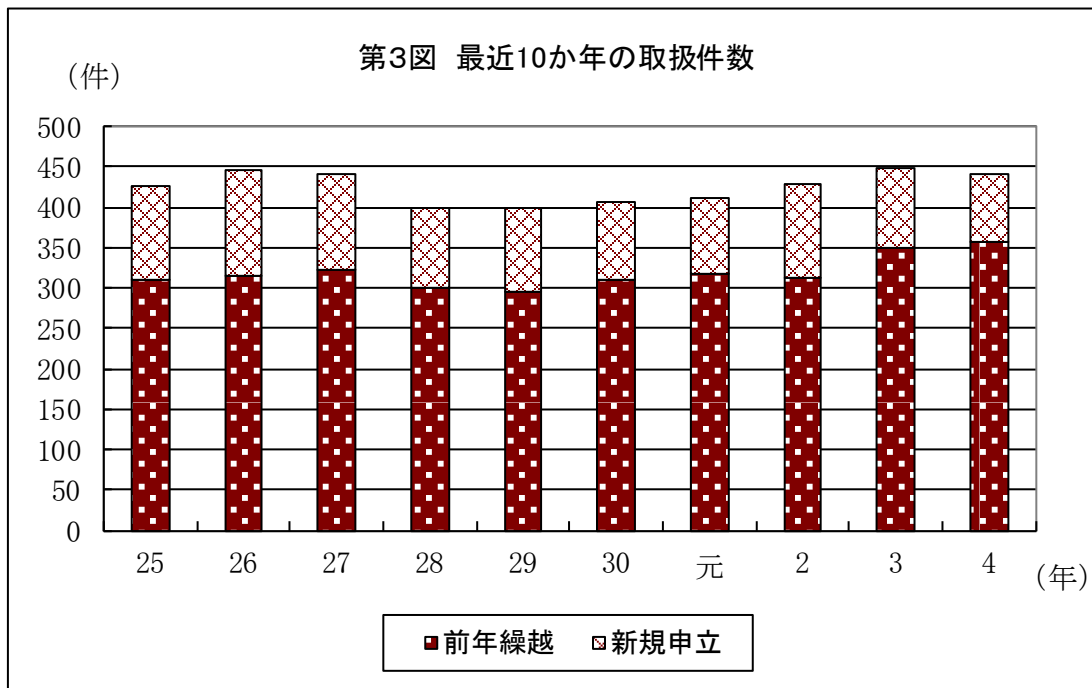


1 不当労働行為の審査（都労委年報 第1部 第2章）

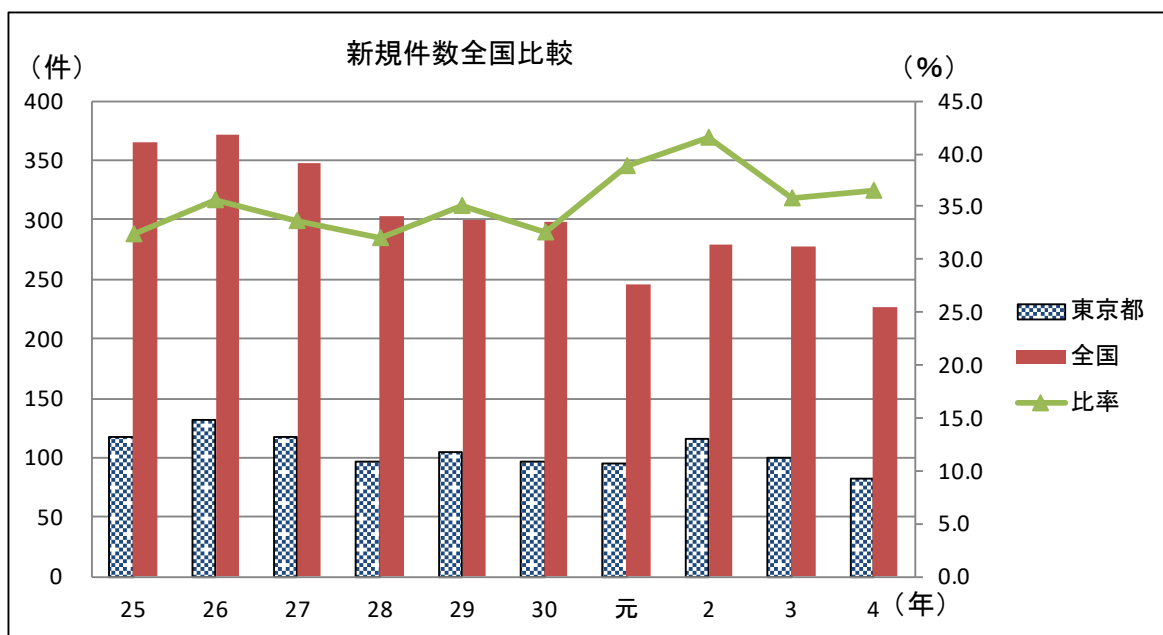
(1) 新規申立事件の状況

① 新規申立ては83件で、前年から16件減少

- 不当労働行為救済申立事件に係る新規申立ては83件で、前年（99件）から16件減少。最近10年間をみると、各年の取扱件数は420件程度、新規係属件数は100件程度で推移（都労委年報 資料<統計表>第22表）



- 全国都道府県労委の新規係属総件数は227件（前年は277件）で、当委員会の占める割合は36.6%（前年は35.7%）（都労委年報 資料<統計表>第23表）



- 新規係属事件83件のうち、合同労組\*からの申立て件数は60件（72.3%）（前年70件（70.7%））

※ 合同労組：一定の地域で企業の枠を超え、主に組合のない中小企業の労働者などを

対象に個人で加入できる労働組合

② 申立内容は、「団体交渉拒否」が最多、次に「支配介入」の順

- ・新規係属事件83件のうち、「団体交渉拒否」の申立ては67件（80.7%）（前年は76件）、「支配介入」は32件（38.6%）（前年は53件）、「不利益取扱い」は31件（37.3%）（前年は35件）（都労委年報 資料<統計表>第30表）

不利益取扱い		31件 (37.3%)
団体交渉拒否		67件 (80.7%)
支配介入		32件 (38.6%)
報復的不利益取扱い		2件 (2.4%)

※複数の不当労働行為を申し立てる事件もあるため、各項目件数の合計は申立件数とは一致しない。  
また、構成比は申立件数に対するものである。

<不当労働行為の類型（括弧内は労働組合法第7条の各号）>

「不利益取扱い（1号）」…組合員であることを理由に解雇等の不利益な取扱いを行うこと等

「団体交渉拒否（2号）」…正当な理由なく団体交渉を拒否すること又は団体交渉に応じても誠実に  
対応しないこと等

「支配介入（3号）」…組合員への脱退勧奨や組合運営に干渉すること等

「報復的不利益取扱い（4号）」…不当労働行為救済申立てをしたことを理由に  
解雇等の不利益な取扱いを行うこと等

③ 会社の業種では、製造業、教育・学習支援業及びサービス業が同数で最多

- 新規係属事件83件のうち、被申立人会社の業種では、「製造業」、「教育・学習支援業」及び「サービス業」が11件（13.3%）と最多で、「卸売・小売業」及び「医療・福祉」が9件（10.8%）と続く。（都労委年報 資料<統計表>第31表）

「製造業」・「教育・学習支援業」・「サービス業」…11件（13.3%）

「卸売・小売業」・「医療・福祉」……………9件（10.8%）

(2) 終結事件の状況

① 終結事件は75件で、前年から16件減少

- 終結事件数は75件で、前年（91件）から16件減少（都労委年報 資料<統計表>第22表）
- 終結事件に係る平均所要日数は642.0日で、前年（496.7日）に比べて増加（都労委年報 資料<統計表>第34表）

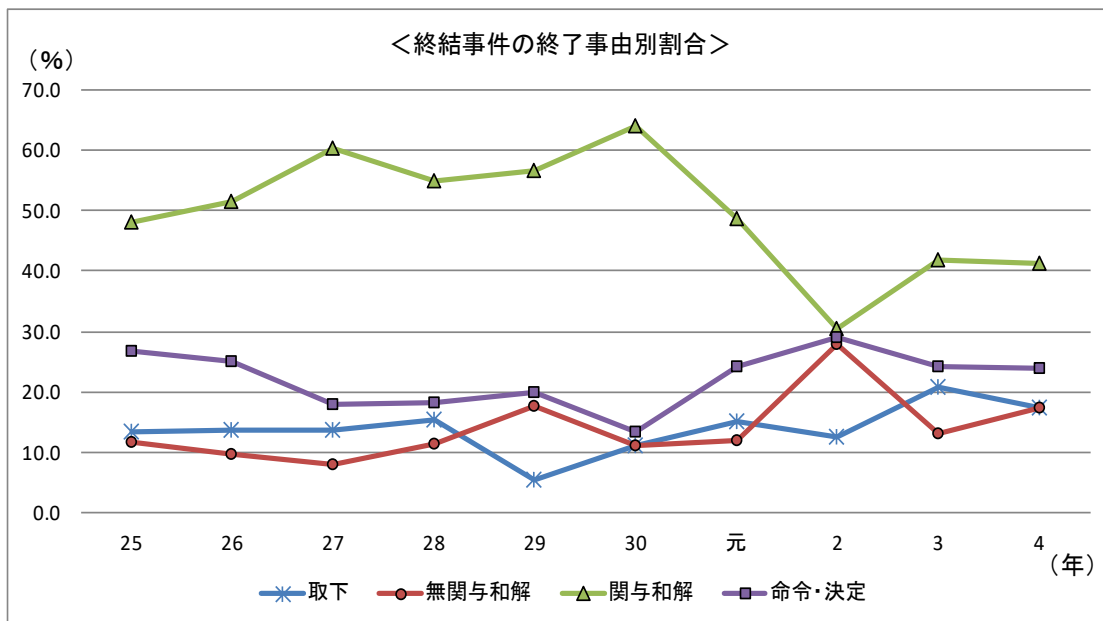
② 関与和解による終結件数は31件で、前年から7件減少

- 関与和解（労働委員会が関わって和解に至ったもの）は31件（41.3%）で、前年（38件）から7件減少（都労委年報 資料<統計表>第22表）

→ 命令等を発しても、不服のある者は、中央労働委員会への再審査申立て又は裁判所への取消訴訟の提起が可能であり、紛争の終局的な解決につながらない場合もある。そのため、都労委においては、当事者の納得性が高く、紛争の長期化を防ぎ、将来に向けてより良い労使関係を構築し得ることから、当事者の意向等を把握した上で和解

を積極的に勧め、紛争の解決を図っている。

- 和解（関与和解及び無関与和解）で終結した件数は44件（58.7%）で、前年の50件から件数としては減少。取下13件（17.3%）も含めた件数は57件（76.0%）。終結件数の76%の事件が命令まで至らずに終結した。（都労委年報 資料<統計表>第22表）



### ③ 命令等による終結件数は18件で、前年より4件減少

- 命令等による終結件数は18件で、終結事件全体の24.0%となっており、その内訳は、「全部救済」4件、「一部救済」8件、「棄却」5件、「却下」1件である。命令等件数は、26年（31件）以降、減少傾向にあったが、平成30年の水準に比べると、その後は増加傾向にある。（都労委年報 資料<統計表>第22表）

→ 都労委では、和解の調整が困難であれば、審問なしの命令を行うなど速やかに命令を発するようにしている。

### ④ 12本の命令に対して再審査申立て

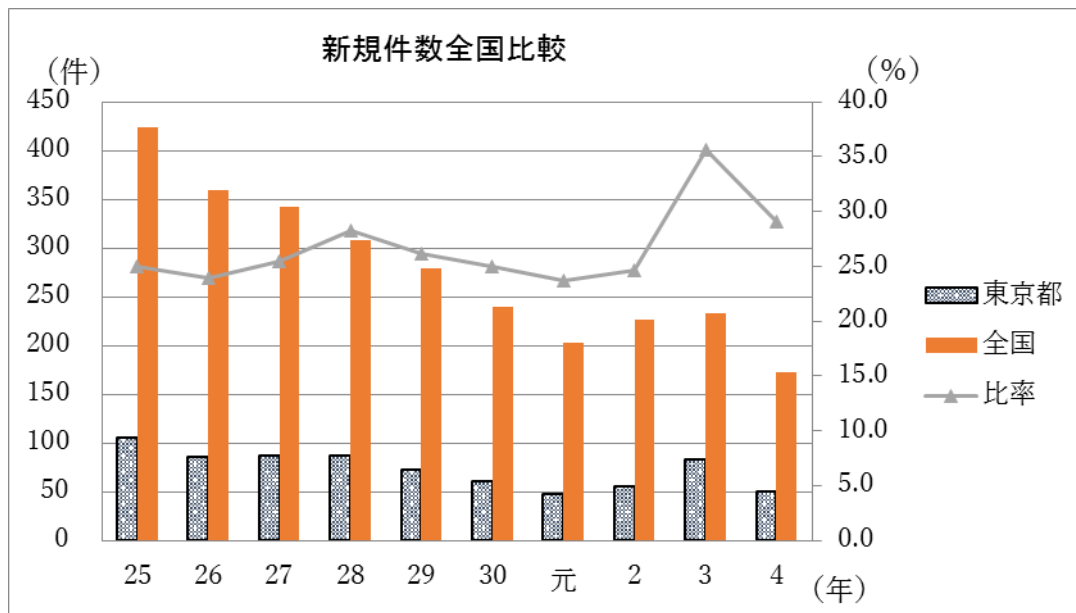
- 令和4年中に都労委の発した命令等16本のうち、中央労働委員会に再審査が申し立てられたものは12本、取消訴訟が提起されたものは2本（都労委年報 第2章 第1節 5 不服申立ての状況）
- なお、都労委の発した命令に係る再審査申立てについて、令和4年中に22件が終結。内訳は、棄却が5件、全部変更が1件、一部変更が5件、和解認定が11件（都労委年報 第2章 第3節 2再審査事件の終結状況）

→ 都労委命令を機に、中労委での和解解決に至る事件も多い。

## 2 労働争議の調整（都労委年報 第1部 第1章）

### (1) 新規申請は50件で、前年から33件減少。調整事項は、「団交促進」が最多

- 労働争議調整事件に係る新規申請は50件で、そのすべてがあっせん事件であった。件数は前年（83件）より33件減少（都労委年報 資料<統計表>第1表）
- 全国都道府県労委の新規係属総件数は172件（前年は233件）であり、当委員会の占める割合は29.1%（都労委年報 資料<統計表>第2表）



- 新規申請50件のうち、合同労組からの申請は43件（86.0%）（前年は74件（89.2%））
  - 産業別係属状況（都労委年報 資料<統計表>第11表）
    - 「学术研究・専門サービス業」・・・8件（16.0%）
    - 「サービス業」・・・・・・・・・・・・・・7件（14.0%）
    - 「情報通信業」・・・・・・・・・・・・・・6件（12.0%）
    - 「運輸・郵便業」・・・・・・・・・・・・・・6件（12.0%）
  - 新規申請事件の調整事項（総数109件※）（都労委年報 資料<統計表>第13表）
    - 「団交促進」・・・・・・・・・・・・・・37件（33.9%）
    - 「解雇」・・・・・・・・・・・・・・16件（14.7%）
    - 「その他賃金に関するもの」・・・10件（9.2%）
- ※ 複数の調整事項を含む事件があり、新規申請事件数とは一致しない。

### (2) 終結事件は61件で、前年から6件減少

- 労働争議調整事件に係る終結事件は61件（前年67件）で、前年から6件減少（都労委年報 資料<統計表>第1表）
  - 終結区分別件数（都労委年報 資料<統計表>第1表）
    - 「解決」・・・32件（52.5%）
    - 「取下」・・・5件（8.2%）
    - 「打切」・・・23件（37.7%）
    - 「移管」・・・1件（1.6%）
- 解決率（解決件数/取下・移管を除く終結件数×100）は58.2%で、前年（54.2%）より4.0ポイント増加

### 3 労働組合の資格審査（都労委年報 第1部 第3章）

#### (1) 新規申請は100件で、前年から47件減少。係属事由は、「不当労働行為救済申立てに伴うもの」が最多

- 労働組合の資格審査に係る新規申請は100件で、前年（147件）から47件減少（都労委年報 資料<統計表>第39表）
- 新規申請事件の係属事由（都労委年報 資料<統計表>第41表）
  - 「不当労働行為救済申立て」・・・89件（89.0%）
  - 「法人登記」・・・11件（11.0%）
  - 「委員推薦」・・・0件（0.0%）
  - 「労働者供給事業」・・・0件（0.0%）

#### (2) 終結件数は102件で、前年から26件減少

- 労働組合の資格審査に係る終結件数は102件で、前年（128件）から26件減少（都労委年報 資料<統計表>第39表）
- 終結区分別件数
  - 「打切」・・・65件（63.7%）
  - 「資格あり」・・・35件（34.3%）
  - 「取下」・・・2件（2.0%）
  - 「資格なし」・・・0件（0.0%）

## 【補足説明】

### ○ 労働委員会

労働委員会とは、使用者による不当労働行為があった場合における労働組合や組合員の救済や、労働組合と使用者の間の労働条件や組合活動のルールを巡る争いの解決など、集団的労使関係を安定、正常化することを主な目的として、地方自治法及び労働組合法に基づき設置された合議制の行政委員会である。

公益の代表者（公益委員）、労働者の代表者（労働者委員）、使用者の代表者（使用者委員）の三者で構成されており、東京都労働委員会では、各13名、計39名で構成されている。

### ○ 不当労働行為の種類

不当労働行為とは、労働三権を具体的に保護するため、労働組合法第7条により、使用者に禁止している行為であり、以下のとおり4つの種類がある。

#### ① 不利益取扱い（第1号）

労働組合の組合員であることや労働組合の正当な行為をしたことなどを理由にその労働者に対して解雇などの不利益な取扱いをすること。また、労働組合の加入しないこと、あるいは脱退することを雇用条件とすること。

#### ② 団体交渉拒否（第2号）

正当な理由なく団体交渉を拒否すること（誠実に交渉を行わないことを含む）。

#### ③ 支配介入（第3号）

労働組合活動への嫌がらせや脱退勧奨などにより労働組合の組織・運営に干渉すること。

#### ④ 報復的不利益取扱い（第4号）

労働委員会に救済申立てをしたことなどを理由に労働者に不利益な取扱いをすること。

### ○ 再審査及び取消訴訟

命令に不服がある場合、当事者は次のいずれかの手続をとることができる。

- ・中央労働委員会に再審査申立て
- ・東京地方裁判所に取消訴訟を提起